平成２２年（フ）第６８４号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中２丁目531番地Ｅ－７号
債務者　藤田　雅博
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５５号
鳥取県境港市芝町955番地１
債務者　松岡　　睦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５８号
鳥取県境港市外江町1755番地５
債務者　高梨　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６４号
鳥取県境港市渡町996番地１
債務者　松本　浩志
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６８号
鳥取県米子市永江570番地２市住52Ｒ－３－101号
債務者　茅野　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７３０号
広島市南区出汐３丁目４番14―17－２号、申立時の住所広島市南区丹那町60番３号
債務者　植田　文子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０２号
広島市佐伯区八幡東３丁目10番５―304号
債務者　西尾　勝範
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９５号
広島市西区横川町２丁目８番12―301号
債務者　三宅　恒大
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２０号
広島市南区皆実町６丁目15番25―307号
債務者　吉田　達司
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０２号
広島市東区愛宕町３番４号
債務者　津田ハツ江
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０３号
広島市東区愛宕町３番４号
債務者　津田　三正
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５１号
広島市安佐南区祇園１丁目17番24―202号
債務者　岡崎　正恵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８８号
広島市南区仁保１丁目45番19―205号
債務者　渡邊　将規
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８９号
広島市西区井口台１丁目４番７号
債務者　ＡＬＤ建築事務所こと　松田　則之
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１１号
広島市中区光南１丁目16番20―204号
債務者　轡田　和之
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４１号
広島市西区福島町１丁目３番３―304号
債務者　中川　隆史
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９９号
広島県山県郡北広島町春木1376番地２　３棟204号
債務者　森出　裕美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
愛媛県松山市辻町13番15号　サンハイツかねこ306号
債務者　仲矢　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所